

大子町中小企業者経営改善・創業等支援補助金

最大 50 万円！

町内における地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、**社会情勢等の変化に応じた持続的な経営に向けた取組や創業等（創業、事業承継及び新規出店）**を支援します！

【対象事業】

①経営改善	新商品開発・ 販路開拓事業	競争力の強化等を目的として、新市場への参入及び新規顧客の獲得に向けた販売方法の導入、商品の改良、開発等を行う事業
	人材不足対策・ 人材確保事業	人材不足解決を目的として、生産性向上（業務効率化）に資する新たな設備等を導入する事業又は求人媒体活用等による求人活動を行う事業
②創業等	創業等事業	地域活性化及び雇用の創出を図るために創業等を行う事業
③国補助金	国補助金活用事業	国が実施するものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金及びこれに類似する事業の交付の決定を受け、実施する事業

※年度内に申請できるのは 1 つの事業のみです。

※①経営改善の各事業は、交付決定を受けた年度の次年度以後 3 年間は申請できません。

※②創業等は、1 人（1 社）につき 1 度のみ申請できます。また、創業等の前に申請し、補助対象事業の完了までに創業等をする必要があります。

【対象者】

①経営改善・③国補助金に申請する場合

▽ 町内に事務所、店舗、工場等を持つ中小企業者

②創業等に申請する場合

▽ 事業を営んでいない個人又は中小企業者

※一部補助対象外の業種（無店舗小売業、社会保険事業 等）があります。

※中小企業者…中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又はそれに準ずる者

【補助率・補助額】

事業名	新商品開発・ 販路開拓事業	人材不足対策・ 人材確保事業	創業等事業	国補助金活用事業
補助率	1/2（上乗せ要件で 2/3）			定額
補助額	上限 25 万円（上乗せ要件で上限 50 万円）			10 万円

【上乗せ要件】

新商品開発・ 販路開拓事業	○ 中小企業等経営強化法に基づき先端設備等導入計画の認定を受け、当該計画の内容に関連する事業を実施する場合 ○ 中小企業等経営強化法に基づき経営革新計画の承認を受け、当該計画の内容に関連する事業を実施する場合
人材不足対策・ 人材確保事業	○ 中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の承認を受け、当該計画の内容に関連する事業を実施する場合 ○ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき県が策定した「茨城県全域基本計画」又は「茨城県県北地域基本計画」に沿って作成した地域未来牽引事業計画の承認を受け、当該計画の内容に関連する事業を実施する場合
創業等事業	○ (創業の場合)大子町創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業の支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則による証明を受けた者が創業する場合

※創業等事業の事業承継、新規出店には上乗せはありません。

【対象経費】

機械装置等導入費(自動車等の車両及び地上に設置する太陽光発電設備の導入費を除く。)、広告宣伝費、出展費、旅費、開発費、資料購入費、備品購入費(パソコン、タブレット等の購入費を除く。)、クラウドファンディング手数料、機器等の賃借料、専門家謝金、委託費、外注費

※交付決定後に発生した費用のみが対象です。

※消費税等は補助対象経費から除外してください。

※中古の機械装置等又は備品を導入し、又は購入する場合は、原則として3人以上の者から見積書を徴してください。

【申請手続】

○ 交付申請書に必要な書類を添えて申請してください。

○ 申請書等は町ホームページからダウンロードできます。

※必ず事業の実施前に相談・申請をお願いします。

【留意事項】

- 補助金の交付決定を受けた年度終了後 **5 年間、事業の状況等について町に報告**する必要があります。
- 補助決定者の氏名や補助対象事業の取組内容・成果について、地域産業振興策の実例として公表する場合があります。
- 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を求めます。
 - ◆ 要綱の規定に違反したときや、補助対象事業の実施について不正の行為が認められたとき。
 - ◆ やむを得ない場合を除き、町内で事業を継続して **5 年以上行わなかったとき**。

【申請先・問合せ先】

大子町 観光商工課

〒319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気 662 番地

電話:0295-72-1138 FAX:0295-72-1167

E-mai:kankou@town.daigo.lg.jp